

平成28年 6月17日

各登録事業者 様

「長崎県総務部情報政策課が発注する情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）」等の改正について

平素より本県の情報システム開発等に関しご協力いただき感謝申し上げます。

さて、長崎県では、このたび標記告示（以下「告示」という。）及び情報システム開発等に係る入札参加者指名停止の措置要領の一部を改正し、平成28年6月17日から適用します。

その主な改正内容は下記のとおりとなっておりますので、必ずお読みくださいますようお願いいたします。

記

1. 告示の改正について

(1) 指名停止に関する報告書（様式第8号）の提出について

- ①国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、「指名停止に関する報告書（様式第8号）」により本県に報告することを新たに義務付けました。
- ②この報告書の提出対象者は、平成28年6月17日以降に国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた登録事業者です。
- ③この報告書の提出期限は、当該指名停止期間の開始の日から起算して15日以内です。
- ④この報告書が期限までに提出されない場合、指名停止の対象（下記2参照）となりますのでご注意ください。

(2) 指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）の提出について

- ①「競争入札参加資格審査申請書」に添付する書類の1つに、国、地方公共団体（本県を除く。以下同じ。）、特殊法人等から指名停止を受けた場合、本県にその旨を報告することを誓約する書類「指名停止の報告に係る誓約書（様式第7号）」を追加しました。
- ②支店（支社、営業所等）を登録する場合、当該支店の誓約も必要となります。
- ③この誓約書の提出対象者は、平成28年6月17日以降の新規申請者並びに更新申請者です。
- ④この誓約書の提出がない場合、更新申請の受付ができませんのでご注意ください。

(3) その他

- ①競争入札に参加させないことができる期間の起算点及び上限を変更しました。

2. 指名停止措置要領の改正について

告示の改正（上記1の(1)）に伴い、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受け、その旨を本県に報告しなかった場合の規定を次のとおり追加しました。

- ①当該指名停止案件が、本県の指名停止措置要件に該当する場合：通常の2倍の指名停止期間
- ②当該指名停止案件が、本県の指名停止措置要件に該当しない場合：2週間の指名停止期間

3. その他

情報政策課ホームページ(<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/johoka-it/system-nyusatsu/>) に告示、新旧対照表、様式及び告示の手引き、並びに指名停止措置要領を掲載していますので必ずお読みください。

長崎県総務部情報政策課

システム管理班

TEL : 095-895-2237、FAX : 095-895-2556

指名停止の報告に係る誓約書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

当社は、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に貴県に報告することを誓約いたします。

なお、この誓約に違反した場合において、指名停止を受けても異議はありません。

（注） 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

指名停止に関する報告書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

当社は、下記のとおり指名停止を受けましたので報告します。
なお、指名停止の内容は別添のとおりです。

記

指名停止機関名

指名停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- (注) 1 この報告書は、指名停止機関（国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。)) から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に長崎県に提出すること。
- 2 指名停止機関から通知された指名停止文書の写しを添付すること。